

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘
指定管理者「業務の基準」

令和 7 年 4 月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

目 次

1	あゆみ荘の「理念」と「運営の基本方針」	P.3
2	施設の「運営」にかかる業務の基準	P.4
3	施設の「維持管理」にかかる業務の基準	P.8
4	「障害者向け事業・研修」にかかる業務の基準	P.9
5	「自主事業」にかかる業務の基準	P.9
6	「その他」の業務基準	P.9
7	留意事項	P.11
別紙1	都筑ふれあいの丘施設の設備管理について	P.15
別紙2	関係法令一覧	P.17
別紙3	維持管理業務一覧	P.18
別紙4	食堂業務一覧	P.19
別紙5	主なリスクの負担区分	P.21
別紙6	あゆみ荘運営委員会規約	P.22
別紙7	横浜市障害者研修保養センター条例	P.24
別紙8	横浜市障害者研修保養センター条例施行規則	P.30
	参考資料① あゆみ荘年度別利用状況	
	参考資料② 過去3年間の収支状況	

1 あゆみ荘の「理念」と「運営の基本方針」

あゆみ荘は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち障害者更生センターとして、横浜市が昭和59年に設置した公の施設です。

横浜市は同年、横浜市障害者研修保養センター条例を制定し、「障害者、その家族その他の者が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図る」ことをあゆみ荘の設置趣旨として掲げました。

開館してすでに40年が経過しましたが、現在も障害者及び家族等の介護者の利用が全体利用者の大半を占め、活発に利用されています。

利用内容は、障害当事者グループ等による機能訓練会やサークル活動、親睦旅行、宿泊体験会、特別支援学校等の修学旅行や家族での旅行など多岐にわたり、また、利用者の年齢構成も幼児から高齢者まで幅広いものになっています。さらに、市営地下鉄グリーンラインの利用により、横浜駅・新横浜駅までアクセスの良い都筑ふれあいの丘内に設置されており、全国的にも先駆的な近郊都市型のバリアフリー対応宿泊施設であることも大きな特徴の一つです。

また、ハード面のみならずソフト面でもバリアフリー化が進んでいるあゆみ荘は、障害の有無にかかわらず利用できる宿泊施設です。近年では、高齢の障害者の利用も増え、介護する両親も高齢化が進み、宿泊施設のバリアフリー化へのニーズは高まっています。障害のある方が快適に施設を利用していただけるよう、障害の様々な特性への知識や理解に基づいて、細やかな運営を行っていくことが必要です。

さらに、日常的な運営業務に加え、障害理解のための研修や、様々なレクリエーション等の事業の企画、障害者からの一般的な相談や緊急時に支援を求められた際の対応等も施設運営の一環として求められています。また、大規模災害時には、公の施設として役割を果たすことも重要です。

このような役割を果たしていくために、あゆみ荘のサービス従事者は効率的な管理業務のみならず、諸制度や社会情勢など障害者を取りまく環境を常に把握し、障害への理解を深め、支援技術を向上させるための研鑽にも努めなければなりません。

そのような取組の上に、障害者の社会参加の促進や福祉の増進に資する施設運営や、障害者のニーズを踏まえた事業展開が可能となるものと考えます。

指定管理者の応募にあたり、あゆみ荘の理念と運営の基本方針を踏まえ、障害者をはじめとする多くの利用者に、より一層喜ばれる質の高いサービスの提供がなされるよう、意欲的で創意工夫に富んだ提案を期待しています。

2 施設の「運営」にかかる業務の基準

(1) 管理対象諸室

所在地	横浜市都筑区葛が谷 2-3
敷地面積	18,480 m ² (ふれあいの丘全域)
延床面積	3,090 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
開設年月日	昭和59年11月7日
施設内容	<宿泊室> ・洋室 (定員2人: 26.6 m²) 2室 ・洋室 (定員2~3人: 26.6 m²) 2室 ・和室 (定員3~4人: 26.6 m²) 7室 ・和室 (定員4~5人: 30.2 m²) 1室 ・和室 (定員5~6人: 40.5 m²) 1室 * 全宿泊室にトイレ、洗面コーナーあり <広間 (宿泊室兼用) > ・和室 (宿泊定員10人: 99.5 m²) * 舞台、給湯室、倉庫別にあり <児童遊戯室 (プレイルーム) > ・1室 (79.8 m²) * 床暖房、室内にトイレあり <研修室> ・2室 (各79.8 m² 各50席) * 磁気ループ、放送設備、黒板あり <機能回復訓練室> ・1室 (272.3 m²) バトミントンコート1面 * 倉庫、床暖房、放送設備、バスケットボード、暗幕、バトミントンネット、卓球台、トランポリン、他スポーツ道具あり * 放送室、トイレ別にあり <浴室> ・大浴室2室 (各83.6 m²) ・小浴室2室 (各29.5 m²) * 小浴室1室にリフトあり <食堂 (レストラン) > ・1室 (338.6 m² 84席) * 厨房 (46.9 m²)、食品庫、トイレ等あり <その他> ・リネン室 ・パントリー ・ラウンジ ・ふれあいホール ・大型エレベーター ・医務室 ・その他

(2) 利用時間

施設区分		利用時間
宿泊室	宿泊	午後 4 時から翌日の午前 10 時まで(2 泊以上する場合は、入所する日の午後 4 時から退所する日の午前 10 時まで)
	休憩	午前 11 時から午後 3 時まで (宿泊と連続して利用する場合は、宿泊の前の休憩は午前 11 時から午後 4 時まで、宿泊の後の休憩は午前 10 時から午後 3 時まで)
研修室、児童遊戯室及び機能回復訓練室		午前 9 時 15 分から午後 9 時まで

(3) 休館日

年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、施設点検日(原則として毎月最終火曜日)、資源循環局都筑工場施設点検日

(4) 利用料金

ア 利用料金の設定

指定管理者は、横浜市が条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て設定する。

＜第 11 条第 2 項別表抜粋＞

区分／利用者		障害者及び介護人		その他の者	
		6 歳以上 13 歳未満の者	13 歳以上の者	6 歳以上 13 歳未満の者	13 歳以上の者
宿泊	1 泊につき	1,700 円	2,200 円	3,000 円	4,500 円
休憩	1 回につき	500 円	600 円	900 円	1,200 円

イ 利用料金の減免

条例・規則に定められた減免基準が適用される利用については、利用料を減免する。

ウ その他

客室及び食堂(レストラン)の利用については利用料金及び料理の代金を徴収しているが、それ以外の施設の利用にかかる利用料金は徴収しない。ただし、印刷機・複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等、カラオケ使用料及び客室電話使用料等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収する。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができ、これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告する。

(5) 受付業務(フロント業務)

ア 業務の内容

受付の主な業務は、利用者の事前の利用申請及び当日の利用受付であり、利用料金の徴収や予約システム登録手続きも受付業務に含む。

また、館内施設の案内、予約状況の案内、その他種々の情報案内、利用に関する利用者との種々の打ち合わせ等の役割を担う。

なお、受付は全職員が対応できるよう、宿泊、休憩、研修の利用基準等を共

有する。

イ 業務内容の詳細

- ・電話及び来館による予約状況・空室状況の案内
- ・施設の種々の情報案内
- ・電話及び来館による利用申請の受付、利用許可書・利用受付書の交付
- ・利用者との打合せ及び確認（利用者の人数、障害の有無、食事の内容、ミキサー食等再調理の有無と程度、使用・撤去する備品、その他留意すること）
- ・利用料金の徴収及び領収書の発行
- ・施設見学の案内
- ・ビデオの貸し出し及び返却確認
- ・研修室等の利用後の確認
- ・備品の貸し出し及び返却の確認
- ・周辺施設の案内
- ・その他フロントでの接客全般

（６）応接業務

ア 業務の内容

応接の主な業務は、食事の配下膳、寝具の上げ下げ、客室係としての利用者の要望に応える種々の接客業務を含む。利用者から要望を受けた場合、サービス向上に活かせるよう、情報共有の上、適切に対応する。

イ 業務内容の詳細

- ・休憩・宿泊者に対するフロントから宿泊室までの案内及び館内の案内
- ・宿泊室まで（団体の場合は広間まで）の食事（昼食及び夕食）の配下膳
- ・寝具の上げ下げ
- ・浴室脱衣室の清掃
- ・宿泊室内の茶器等の用意及び使用後の洗浄
- ・館内の植栽の管理
- ・必要な備品類の貸し出し及び不必要な備品の撤去（茶器類、障子等の撤去）
- ・その他接客全般

（７）夜間業務

ア 業務の内容

指定管理者は、夜間のサービス提供及び緊急時対応のため、夜間においても継続的に業務を行う。夜間業務の主な業務は、夜間フロント及び夜間非常時等の対応であり夜間の応接業務も含む。

イ 業務内容の詳細

- ・火災等災害時の初期消火・通報・利用者の避難誘導及び利用者の急病等の対応
- ・夜間の館内巡回点検による設備備品の保全
- ・夜間チェックイン及び早朝チェックアウトの対応
- ・夜間及び早朝の浴室管理
- ・電話対応
- ・売店販売
- ・その他利用者へのサービス対応

（８）バス運行業務

ア 業務の内容

指定管理者は、利用者の利便を考慮し、専用送迎バスを運行する。現行車両については、利用者のニーズに応じて変更を行うことも可とする。配車場所及び配車エリアについては、可能な限り、随時拡大する。

イ 業務内容の詳細

- ・送迎用バスの運行前点検及び日常整備
- ・利用者に対する送迎用バスの運行
- ・送迎用バスの車内及び車体の洗浄、燃料補給
- ・その他送迎用バスの管理運行に関する業務

ウ 現行運行車両

- ・車椅子昇降用リフト付マイクロバス
乗車定員 21 人（運転席・車椅子固定席 4 席含）
- ・車椅子昇降用リフト付普通乗用車
乗車定員 6 人（運転席・車椅子固定席 1 席含）

エ 送迎場所

新横浜駅、仲町台駅、センター北駅、センター南駅、江田駅、中山駅、瀬谷駅、桜木町駅、横浜ラポール、八景島シーパラダイス、ズーラシア、こども国等

オ 委託

バス運行業務は、業務委託することができる。

(9) 食堂業務

ア 業務の内容

指定管理者は、宿泊施設としてのあゆみ荘の利用者等に対し、良質でかつ安全な飲食物の提供を行わなければならない。

指定管理業務における食堂業務の主な内容は、あゆみ荘利用者への朝食・昼食・夕食等の食事提供である。

なお、あゆみ荘の利用者以外に対し、食事提供を行う場合には、別途、目的外使用許可により、行うこと。

イ 営業時間（※各時間については、この時間を越えて営業することができる。）

食堂（宿泊）：朝食時間 午前 7 時から午前 9 時
昼食時間 レストランの営業時間
夕食時間 午後 6 時から午後 8 時
レストラン ：午前 11 時から午後 3 時

ウ 業務内容の詳細

別紙 4「食堂業務一覧」に定める業務を実施する。

エ 委託

食堂業務は、業務委託することができる。

オ 料金・内容等

提供・販売する食事等の内容（メニュー）、方法（店舗、ケータリング等の活用も可）及び料金等は指定管理者が定め、市に報告しなければならない。

カ 許認可等

食品衛生法に定める営業許可の取得及び食品衛生責任者の届出を行う。また、その写しを横浜市に提出する。

3 施設の「維持管理」にかかる業務の基準

（１）清掃業務

ア 業務の内容

指定管理者は、あゆみ荘及び施設内について、良好な環境衛生、美観の維持を心がけ、安全かつ快適な空間を保つため、別紙「維持管理業務一覧」に定める清掃を実施しなければならない。清掃業務の主な業務は、館内各所の清掃であり、日常の清掃の他、施設設備ごとの定期清掃等を行う。

イ 業務内容の詳細

- ・ 日常清掃
館内各所（宿泊室、研修室、レストラン、廊下、トイレ、浴室）等の清掃
- ・ 定期清掃
床ワックス、ガラス、浴室、照明、植栽、畳防虫、トイレ防石・脱臭、害虫駆除、厨房特殊清掃等

ウ 委託

管理業務の一部を委託することができる。ただし、その場合は、障害者団体等に委託するよう努めなければならない。

（２）建築物保守管理業務

指定管理者は、本施設を適切に管理運営するために、別紙３「維持管理業務一覧」に定める施設の設備に関する保守管理業務を行う。

なお、この一覧の実施頻度は最低基準とする。

また、小破修理が必要な場合は、１件あたり１００万円未満のものについては、指定管理者が負担し、１００万円以上の修繕については、横浜市の責任において対応する。簡易な修繕の範囲を超えるような場合は、市と別途協議しなければならない。

管理業務の一部を委託することができる。

（３）設備機器管理業務

指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、障害の利用者・家族等が安心して利用できるよう、別紙３「維持管理業務一覧」に定める設備・備品を管理しなければならない。

管理業務の一部を委託することができる。

（４）都筑ふれあいの丘施設の設備管理

都筑ふれあいの丘内併設施設（あゆみ荘、都筑センター（老人福祉センター横浜市つつき緑寿荘・横浜市都筑地区センター）、都筑プール）の設備管理については、別紙１「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」を参照すること。

4 「障害者向け事業・研修」にかかる業務の基準

(1) 障害者向け事業・研修に関すること

指定管理者は、障害者の社会参加の促進や福祉を増進するための事業及び研修の企画実施を行う。事業の内容は、障害者やその関係者のニーズを的確に捉え、実践的な企画としなければならない。

なお、障害者が参加しやすい料金設定とし、事業の一つは定期的に行われる企画とする。

5 「自主事業」にかかる業務の基準

(1) 物販事業

指定管理者は、目的外使用許可により、利用者の利用の便に供することを目的とした物販事業として、売店や自動販売機を設置することができる。

ア 料金・事業内容等

販売する品物、方法（店舗、ケータリング等の活用も可）及び料金等は指定管理者が定め、あらかじめその内容を市に提出し、承認を得なければならない。

なお、売店では、障害者地域作業所等で作成された製品を積極的に販売すること。

イ 目的外使用料

自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとし、自動販売機使用にかかる電気料金も、指定管理料で支出する光熱水費からは除外する。

【参考】令和6年度実績

目的外使用料（1台あたり）

建物内：1,600円

建物外：700円

電気代（6台合計）：116,145円

※指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定し、適正に経理する。

6 「その他」の業務の基準

(1) 職員の配置

あゆみ荘の指定管理業務に従事する職員として、常勤14名、非常勤16名以上を業務に従事させなければならない（職員の資格要件はなし）。

なお、職員のうち1名を管理運営責任者に定め、以下の基準を順守すること。

ア 労働基準法等関係法規を遵守すること

イ 施設の管理運営責任者を常時雇用で1名配置すること

ウ 防火責任者、食品衛生責任者を配置すること

- エ フロントは常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること
- オ レストランは現場責任者を常時雇用で1名配置すること
- カ その他業務を行うにあたり必要な職員を各所に配置すること
- キ 障害者等からの相談や要望に対応できる職員を、常時配置すること

(2) 障害者等への対応

障害者及び家族等が安心かつ快適に利用できるよう、また身体、知的及び精神障害をはじめ、障害種別の多様な特性に応じたサービスの提供・設備の最大限の配慮及び工夫をし、利用者の人権の擁護に努める。

また、一般の障害者等から来館や電話等で、障害者福祉に関する相談等があった場合は適切に対応し、夜間や緊急時において、障害者への支援（一時保護など）を求められた場合も、関係機関と調整し、適切に対応しなければならない。

施設の目的でもある障害者等からの相談等への対応業務について、ホームページやチラシ等、広報媒体を通じて積極的に周知すること。

(3) 人材育成

障害特性の理解促進のための研修や応対マナー研修等を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

(4) 広報

指定管理者は施設のPRや情報提供のために、次の例を参考に、必要な媒体を作成し、市内外の関係施設へ積極的に周知及び配布等を行う。

ア インターネットのホームページの開設、更新

イ 施設案内リーフレットの作成・配布

ウ 必要に応じて、情報誌等、各事業のチラシ等の作成・配布

エ 事業報告書または事業概要等、本施設の業務等を紹介する資料の作成・配布

オ 障害者団体等を通じての各種イベントの情報提供

(5) 利用率（ $\text{利用人数} \div (\text{定員} 38 \text{人} \times \text{営業日数})$ ）

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間利用率について、それぞれ65%、25%を上回るように努めること。

(6) 稼働率（ $\text{利用客室数} \div (\text{客室数} 13 \times \text{営業日数})$ ）

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間稼働率について、それぞれ70%、16%を上回るように努めること。

(7) 障害者等の利用

指定管理者は、あゆみ荘の設置目的に基づき、障害者及びその家族・介護者の利用機会が制限されないように工夫する。

その際、利用区分「宿泊」の障害者及び介護者等の年間の平均利用割合は、全体の80%を下回らないようにすること。

(8) モニタリングの実施

積極的に利用者の要望等意見聴取の機会を設け、要望等をいただいた利用者に対応策を報告する。また、民間のコンサルティング会社による宿泊のモニタリングを実施すること。

(9) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上自己評価を実施する。

(10) 運営委員会の開催

あゆみ荘運営委員会規約（※別紙6）に基づき、障害当事者及び親・地域の代表者などで構成する委員会を設置し、その意見等を施設の運営に取り入れる。

(11) 事業計画書及び事業報告書等の提出

単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的な改善の仕組みを検討し、毎年度、以下の書類を作成し横浜市に提出する。

また、これらの提出物については公表すること。

ア 事業計画書及び収支予算書

イ 事業報告書及び収支決算書

ウ 利用実績（施設ごとの利用人数・利用率等）

エ 利用料金収入実績

(12) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なくあゆみ荘の業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐ。

7 留意事項

(1) 施設の管理に関すること

ア 管理運営責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。

イ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して、財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。

ウ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

エ 市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づき、施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告すること。

(2) 施設から発生する廃棄物に関すること

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」等に沿った取組を推進する。

(3) 事故への対応・損害賠償に関すること

施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負う。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければならない。

- イ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨を横浜市へ遅滞なく報告しなければならない。
- ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応する。
- なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする。

(4) 災害等発生時の対応に関すること

指定管理者は、災害等発生時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応する。

また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに市にその旨を報告しなければならない。

あゆみ荘は、現段階では本市防災計画等に他都市応援職員等の宿泊施設としての位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めることがある。

(5) リスク分担に関すること

指定期間内における主なリスクについては、別紙5 主なリスクの負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、別途、協議で定める。

(6) 苦情解決に関すること

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとし、また、苦情・要望処理報告書を作成し横浜市に提出する。

また、社会福祉法第82条に基づき福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努め、福祉サービスに関する苦情解決に伴う第三者委員を設置する。

(7) 個人情報保護に関すること

管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し個人情報を適正に取り扱わなければならない。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応しなければならない。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとし、利用者の個人情報の取り扱いについては特に注意を払い、適切に取り扱わなければならない。

(8) 情報公開の実施に関すること

管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の趣旨に則り、市が別途示す「標準規程」に準拠して指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき行政文書開示請求等に対して適切に対応する。

(9) 第三者評価の実施に関すること

あゆみ荘に関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき「横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会」による評価を、原則、指定期間の3年目に実施する。

(10) 公租公課に関すること

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、必要に応じて、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署に問合せること。

(11) 関係法令等の遵守に関すること

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守しなければならない。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とする。

(12) 横浜市暴力団排除条例の遵守に関すること

横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができる。また、指定管理者は当該条例の趣旨に則り適正に施設の管理運営を行う。

(13) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施に関すること

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例(平成22年3月条例第9号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めているため、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めなければならない。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(14) 財務状況の確認に関すること

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体(共同事業体の場合は、全ての構成団体)について、財務状況確認を行っており、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を市へ提出しなければならない。

(15) ウェブアクセシビリティに関すること

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮する。

(16) 市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努める。

(17) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとし、その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償しなければならない。

また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行う。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議する。

(18) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行い、それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合がある。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行わなければならない。

(19) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行う。

別紙1 「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」

1 趣 旨

横浜あゆみ荘の指定管理者の管理運営業務のうち、横浜あゆみ荘が所在する「都筑ふれあいの丘」敷地内の施設管理について定めるものである。

2 「都筑ふれあいの丘」における中心的な施設

「都筑ふれあいの丘」敷地内の各施設の管理運営にかかる事項及び他の施設との共用部分にかかる事項等に関して、協議を行い管理運営が円滑に行われるように総合的な調整を図る施設は、併設する都筑センターとする。

3 「都筑ふれあいの丘」敷地内3施設共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施

- (1) 「都筑ふれあいの丘」敷地内3施設共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施にあたり、下記アからセまでに掲げる業務の専門業者への委託契約締結事務、業者との実施調整、業者への指示、履行管理、完了検査等を都筑センターに委任することとする。

- ア 設備保守管理及び環境衛生管理業務
- イ 休館日警備業務
- ウ 水槽及び下水槽（給排水衛生設備）清掃業務
- エ 外部清掃・植栽管理業務
- オ 消防用設備点検業務
- カ 吸収式冷凍機イン・中間・オフ整備業務
- キ 冷却水水処理業務
- ク 水質検査業務
- ケ 空調用自動制御機器保守点検業務
- コ 自家用電気工作物点検整備業務
- サ 熱交換器性能検査準備等整備業務
- シ 簡易専用水道検査業務
- ス 自動ドア保守点検業務
- セ 都筑センター・あゆみ荘館内害虫駆除業務

- (2) 上記業務にかかる経費の各施設における負担割合は、「都筑ふれあいの丘」全施設の総延床面積に占める各施設の延床面積に応じて、下記の按分率で按分することとする。

＜按分率＞

施設名	延床面積	面積比	経費按分率
都筑センター	4,946.40 m ²	45.63%	46%
横浜あゆみ荘	3,090.12 m ²	28.51%	28%
都筑プール	2,803.92 m ²	25.87%	26%
合計	10,840.44 m ²	100.00%	100%

4 「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の修繕および光熱水費ならびに機械室消耗品・機械部品等の購入

共用部分の修繕および光熱水費の支出に関しても、都筑センターが代表して事務を行い、経費を支出する。経費支出にあたっては、原則として上記3(2)の経費按分率を適用

する。

また、機械室において需要の消耗品・機械部品等の購入・在庫管理は、都筑センターが行い、各施設の負担割合は、上記 3 (2) の経費按分率を適用する。

5 3 施設申し合わせ事項文書取り交わし・委任状受理

「都筑ふれあいの丘」敷地内の 3 施設は、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の管理業務を行うにあたり、上記 1 から 4 までの申し合わせ事項について、3 施設の管理責任代表者名で文書を取り交わして、3 者がおのこの保管する。

別紙２ 関係法令等一覧

- 1 地方自治法
- 2 地方自治法施行令
- 3 社会福祉法
- 4 身体障害者福祉法
- 5 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省）
- 6 身体障害者更生援護施設の設備及び運営について（厚生労働省）
- 7 横浜市障害者研修保養センター条例
- 8 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則
- 9 個人情報保護に関する法律
- 10 横浜市個人情報保護に関する条例（横浜市）
- 11 旅館業法
- 12 旅館業法施行規則
- 13 旅館業法施行条例（神奈川県）
- 14 旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（横浜市）
- 15 旅館業法施行細則（横浜市）
- 16 食品衛生法
- 17 食品衛生法施行規則
- 18 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（神奈川県）
- 19 道路運送車両法
- 20 横浜市暴力団排除条例（横浜市）
- 21 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- 22 建物設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- 23 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- 24 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

別紙3 維持管理業務一覧

	業務内容	点検方法	頻度	根拠ほか	実施区分
電気・機械設備	建物設備維持管理	包括管理・運転監視・日常巡視点検	毎日		3施設
	設備総合巡視点検	設備巡視点検	1回/月		3施設
	電気設備点検(高圧受電)	巡視点検	1回/月	電気事業法(電気主任技術者による点検)	3施設
		定期点検	1回/年	専門業者による点検	3施設
	非常用発電機点検	定期点検	2回/年	消防法、電気事業法(有資格者による点検)	3施設
	直流電源装置点検	定期点検	1回/年	直流電源装置の専門業者によるメンテナンス	3施設
	UPS装置(無停電電源装置)点検	定期点検	1回/年	UPS装置の専門業者によるメンテナンス	3施設
	中央監視装置点検			現在は定期点検を実施していない	3施設
	空調自動制御点検	定期点検	2回/年	空調自動制御の専門業者によるメンテナンス	3施設
	空調設備点検	巡視点検	1回/月	巡視点検 フィルターの清掃 設備巡視点	3施設
衛生管理		定期点検	2回/年	専門業者によるメンテナンス(冷暖房切替含む)	3施設
	熱源機器等点検	定期点検	3回/年	熱交換器(労基法ボイラー及び压力容器安全規則:有資格者による第1種压力容器点検)、冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔、蓄熱槽等	3施設
	ボイラー点検	定期点検		ボイラー自体が設置されていないため、実施していない	3施設
	給排水衛生設備等保守	定期清掃・交換	1回/月	厨房グリストラップ、流し台排水管、浴室排水管、スプリンクラー高架水槽の清掃	あゆみ荘単独
	空調機及び排気設備濾材交換	定期交換	1回/年	厨房グリスフィルター(1回/月)、空調機用エリミネーター濾材、空調機用ロールフィルターの交換	あゆみ荘単独
	害虫等駆除調査	検査	6回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 館内の害虫駆除、ねずみ等生息調査(2回/年)	あゆみ荘単独
	レジオネラ属菌水質検査	水質検査	2回/年	旅館業法、市建築物等におけるレジオネラ症を予防に関する指導要領、浴槽水、給湯水(1回/年)	あゆみ荘単独
		水質検査	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 衛生局より指導 冷却塔・中央池・雑用水の水質検査	3施設
	貯湯槽水質検査		2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	あゆみ荘単独
	受水槽高架水槽清掃	定期清掃	1回/年	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律	3施設
浴槽管理	飲料水水質検査	検査	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	残留塩素検査	検査	1回/週	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	空気環境測定	測定	1回/2月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	汚水槽・雑排水清掃	定期清掃	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 雑排水槽清掃2回目は2施設で実施	3施設
	建築物環境衛生管理技術者選任		通年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	3施設
	ろ過機点検・洗浄	定期点検	1回/週	濾材を交換は1回/週 殺菌洗浄は2回/年	あゆみ荘単独
	配管殺菌洗浄	定期清掃	2回/年		あゆみ荘単独
	浴槽及び洗い場清掃	日常清掃	毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独
	脱衣所清掃	日常清掃	毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独
	循環水換水		1回/週		あゆみ荘単独
建物等	滅菌機点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独
	ポンプ、蒸気弁等各種点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独
	エレベータ・ダムウエータ点検	定期点検	2回/月	建築基準法(ダムウエータについては1回/月) 専門メンテナンス業者による法令点検・定期報告	あゆみ荘単独
	自動ドア点検	定期点検	4回/年	専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
	電話交換機点検	定期点検	1回/月	専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
	夜間警備業務	夜間警備	毎日	夜間時における館内・外周の警備業務	あゆみ荘単独
	排煙窓点検	定期点検	1回/月	館内排煙窓の点検・調整	あゆみ荘単独
	非常通報装置点検	定期点検	2回/年	消防法施行令により設置の機器の点検	あゆみ荘単独
	消防用設備点検	定期点検	2回/年	消防法上の点検・消火器の詰替え(1回/5年) 消防設備点検資格業者による点検	3施設
清掃等	館内清掃業務	日常清掃	毎日	館内各所の清掃	
		定期清掃	1回/週	館内各窓、浴室、カーペット、畳防虫、照明器具、床、芝刈等	あゆみ荘単独
	トイレ尿石防除及び脱臭業務		6回/年	館内各トイレの尿席防除剤、消臭剤の交換	あゆみ荘単独
	植樹帯・外溝清掃	日常清掃	毎日	ふれあいの丘敷地内の清掃・外溝の清掃業務	3施設
	植栽剪定・草刈	定期保守	3回/年	剪定・除草	3施設
	運転監視業務		常時	大規模な施設において常時職員が常駐し、電気機械設備のメンテナンスを行う。	3施設
	レストラン厨房・ホール清掃	日常清掃	毎日	レストラン各所の清掃	
		定期清掃	1回/月	専門業者による清掃	あゆみ荘単独

※ 頻度は、最低限の実施回数とする。

※ 上記点検以外に特殊な設備がある場合は必要に応じて点検を行う。

※ 上記項目には、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分についての業務を含んでいる。

※ 実施区分の「3施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘、都筑プール」

※ 実施区分の「2施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘」

別紙４ 食堂業務一覧

1 業務内容

(1) 横浜あゆみ荘利用者の朝食・昼食・夕食の飲食及びレストランの昼食の飲食の提供業務

- ア 通常夕食は、３種類以上用意する。
価格帯は２,０００円から４,５００円程度とする。
また、必要に応じて利用者のニーズに対応したメニューも用意する。
- イ 朝食は、和食・洋食の２種類を用意する。
価格帯はどちらも同額とし、９５０円程度とする。
- ウ 昼食は、レストランメニューの他弁当を用意する。
弁当は、３種類以上用意する。
価格帯は１,０００円から３,０００円程度とする。
- エ 通常夕食の他に特別料理を用意する。
- オ 通常夕食・朝食は月替わりとする。
- カ 幼児用・子供用・障害者用メニューを用意する。

(2) 利用者の希望により特別調理食の提供

- ア おかゆ（軟飯・全粥等）
- イ ミキサー、ソフト食
- ウ アレルギー対応食 等

(3) その他

- ア 販売品目及びその価格の設定は、横浜市に報告すること。

2 サービス対象者

(1) 横浜あゆみ荘利用者

- ア 朝食時間 午前７時から午前９時
 - イ 昼食時間 レストランの営業時間
 - ウ 夕食時間 午後６時から午後８時
- ※ただし、夕食の時間を越えて提供する場合もある。

(2) レストラン席数 ８４席

都筑ふれあいの丘利用者等の一般客へのレストランでの昼間の飲食物の提供を行う。

- ア 午前１１時から午後３時（営業時間）
- イ 本時間外の営業も可能とする

(3) 休業日

原則として、毎月最終火曜日・年末年始・設備点検日とする。毎月最終火曜日の朝食は業務に含む

3 事業者が負担する経費

原則として次のとおりとする。

No	経費区分	費用内訳
1	食材・調味料費	食材・調味料の一切
2	飲食関連消耗品費	箸・チケット・ゴミ袋等
3	清掃関連消耗品費	トイレットペーパー・モップ等
4	設備関連消耗品費	電球・誘蛾灯
5	食器・調理具購入・補充費	食器・鍋・釜等
6	業務に関する保険費用	食中毒・対物等損害保険
7	教育研修費	従業員教育等
8	ガス・水道料	
9	衛生費	検便・厨房内検査
10	厨房・食堂清掃費	厨房・ホールの床清掃
11	被服費	ユニホーム費（クリーニング含）
12	求人募集費	パート募集費
13	厨芥処理費（レストラン分）	生ゴミ処理
14	営業にかかる諸経費	営業に係る旅費・事務等諸経費
15	許認可手数料	営業許可等申請
16	人件費	
17	雑費	
18	消費税	
19	その他協定で定めるもの	

4 その他

- (1) 衛生管理について常に注意を払うとともに、従事者に対し、衛生管理の徹底を図るように注意を促し、業務の安全な実施に配慮する。
- (2) 健康診断・検便を定期的実施する。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の不具合が発生したときは、直ちに横浜市及び所管保健所に報告を行う。

別紙5 主なリスクの負担区分

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの（一件あたり）	100万円以上	100万円未満	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症の流行等

別紙6 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘運営委員会規約

(設 置)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（以下「センター」という）は、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「あゆみ荘」という）の円滑な運営を図るため、障害者研修保養センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、担当理事から諮問された次の事項について協議し、その結果を担当理事あて具申するものとする。

- (1) あゆみ荘の利用に関する事
- (2) あゆみ荘の自主企画事業に関する事
- (3) その他横浜あゆみ荘の運営に関し必要な事項

(組 織)

第3条 運営委員会は委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、担当理事が委嘱する。但し、(1)～(3)に掲げる者については、各々の団体の推薦によって、担当理事が委嘱する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 市内身体障害者団体代表 | 5名 |
| (2) 市内心身障害児者親の会代表 | 5名 |
| (3) 市内精神障害者団体代表 | 1名 |
| (4) 地元代表 | 2名 |
| (5) 教育関係者 | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。なお、任期が指定管理期間を超える場合には、その期間終了日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は互選とする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

20

(会 議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じ、担当理事が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会にやむを得ない理由のため出席できない委員は、他の出席委員に決議を委任することができる。なお、この場合には運営委員会委員長に委任状を提出しなければならないこととし、委任状を提出した委員は出席とみなす。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 運営委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見もしく

22

は説明を聴取することができる。

(費用弁償)

第8条 委員が運営委員会に出席した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額と支給方法は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償等に関する規程第4条を準用する。

(事務局)

第9条 事務局は、横浜あゆみ荘内に置く。

2 運営委員会の庶務は、横浜あゆみ荘所長が処理する。

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(規約の改廃)

第11条 規約の改廃は、運営委員会の議決を経て、担当理事が定める。

附則

この規約は平成16年4月1日から施行する。

この規約は平成19年5月1日から施行する。

この規約は平成21年4月1日から施行する。

この規約は平成21年5月22日から施行する。

この規約は平成25年4月1日から施行する。

別紙 7 横浜市障害者研修保養センター条例

昭和59年10月 5 日

条例第40号

改正 昭和61年 2 月条例第 2 号

昭和63年 3 月条例第17号

平成 6 年 9 月条例第46号

平成10年 3 月条例第17号

平成11年 2 月25日条例第10号

平成17年 2 月25日条例第15号

平成17年 6 月24日条例第78号

平成19年 3 月23日条例第23号

平成23年 9 月22日条例第41号

平成23年12月22日条例第48号

注 昭和63年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例

(設置)

第 1 条 障害者、その家族その他の者（以下「障害者等」という。）が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「センター」という。）を横浜市都筑区に設置する。

(昭61条例 2 ・ 平 6 条例46 ・ 平10条例17 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

(平19条例23 ・ 全改、平23条例41 ・ 一部改正)

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供
- (2) 障害者等の保養のための施設の提供
- (3) 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供
- (4) 障害者等の福祉に関する相談及び指導

(5) その他前各号に準ずる事業

(施設)

第4条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 宿泊室
- (2) 研修室
- (3) 児童遊戯室
- (4) 機能回復訓練室
- (5) 相談室

(利用者)

第5条 センターを利用できる者は、障害者、その家族及び障害者と同行する者とする。ただし、施設に余裕がある場合は、その他の者も利用することができる。

(平10条例17・一部改正)

(利用時間等)

第6条 センターの利用時間及び休所日は、規則で定める。

(平10条例17・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第7条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の障害者の社会参加の促進及び福祉の増進に関する施策の方針を理解し、障害者等のための研修、保養、レクリエーション等の事業を自ら企画し、及び実施し、並びに障害者の生活の向上に係る取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第15条第1項に規定する横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(平17条例78・追加、平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例78・追加)

(管理の業務の評価)

第9条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第7条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第10条 第4条第1号から第4号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(平10条例17・一部改正、平17条例78・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下)

(利用料金)

第11条 前条の規定により第4条第1号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第11条繰下)

(利用料金の不返還)

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第10条繰下・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下)

(利用の制限等)

第14条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) その他その利用が管理上不適当と認められるとき。

(平10条例17・一部改正、平17条例78・旧第11条繰下・一部改正、平23条例48・旧第13条繰下)

(横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例78・旧第13条繰下、平23条例48・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年10月規則第110号により同年11月7日から施行)

附 則 (昭和61年2月条例第2号)

この条例は、昭和61年2月10日から施行する。

附 則 (昭和63年3月条例第17号)

この条例は、昭和63年7月1日から施行し、この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター条例別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則 (平成6年9月条例第46号)

この条例は、平成6年11月6日から施行する。

附 則 (平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 (平成11年2月条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月条例第15号) 抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市障害者研修保養センター条例第12条の規定によりその管理に関する事務を委託している障害者研修保養センター横浜あゆみ荘については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表（備考）2にただし書を加える改正規定を除く。）は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター条例別表の規定は、前項ただし書の規定による施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

別表（第11条第2項）

（昭63条例17・平10条例17・平17条例78・平19条例23・平23条例48・一部改正）

区分			利用者		障害者及び介護人		その他の者	
			6歳以上13歳未満の者		13歳以上の者		6歳以上13歳未満の者	
宿泊室	宿泊	1泊につき	円		円		円	

	き	1,700	2,200	3,000	4,500
休憩	1回につき	500	600	900	1,200
	き				

(備考)

- 1 「宿泊」とは、午後4時から翌日の午前10時までの間に利用する場合をいう。ただし、2泊以上する場合は、入所する日の午後4時から退所する日の午前10時までの間に利用する場合をいう。
- 2 「休憩」とは、午前11時から当日の午後3時までの間に利用する場合をいう。ただし、「宿泊」と連続して利用する場合は、「宿泊」の前の「休憩」は午前11時から当日の午後4時までの間に利用する場合を、「宿泊」の後の「休憩」は午前10時から当日の午後3時までの間に利用する場合をいう。
- 3 介護人は、障害者1人につき、2人までとする。
- 4 「その他の者」が単独で宿泊室を宿泊利用する場合にあっては、1泊につき1,000円を加算する。

別紙 8 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

昭和59年10月25日

規則第111号

改正 平成2年3月規則第16号

平成4年3月規則第15号

平成6年3月規則第41号

平成6年7月規則第64号

平成10年3月31日規則第42号

平成14年3月29日規則第32号

平成16年3月25日規則第31号

平成17年6月24日規則第99号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月23日規則第24号

平成24年3月23日規則第16号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市障害者研修保養センター条例（昭和59年10月横浜市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「センター」という。）の利用時間は、次のとおりとする。

施設区分		利用時間
宿泊室	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで（2泊以上する場合は、入所する日の午後4時から退所する日の午前10時まで）
	休憩	午前11時から午後3時まで （宿泊と連続して利用する場合は、宿泊の前の休憩は午前11時から午後4時まで、宿泊の後の休憩は午前10時から午後3時まで）
研修室、児童遊戯室及び機能回復訓練室		午前9時15分から午後9時まで
相談室		午前9時45分から午後4時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの利用時間を変更することができる。

(平4規則15・平10規則42・平19規則24・一部改正)

(休所日)

第3条 センターの休所日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(平14規則32・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第7条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) センターの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則99・全改、平19規則24・一部改正)

(利用料金の後納)

第5条 条例第11条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平10規則42・全改、平17規則99・平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条に規定する規則で定める場合は条例第10条の規定によりセンターの利用の許可を受けた障害者及びその家族が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合とし、免除する利用料金の額は当該利用料金の全額とする。

(平10規則42・平17規則99・平24規則16・一部改正)

(利用料金の返還)

第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(1) 条例第10条の規定によりセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに

帰することのできない事由によってセンターの利用の開始又は継続ができなくなった場合

(2) 利用者がセンターの利用の日の2日前までにセンターを利用しない旨を申し出た場合

(平10規則42・平17規則99・平24規則16・一部改正)

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平6規則64・一部改正、平17規則99・旧第9条繰上、平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和59年11月7日から施行する。

附 則 (平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月規則第15号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3 月規則第31号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月規則第84号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月規則第16号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条第1項）

（平17規則99・全改、平19規則24・一部改正）

別記様式（第4条第1項）

指定申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注意） 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他市長が必要と認める書類

（A4）

参考資料①

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘年度別利用状況(休憩・宿泊)

年度	営業 日数	利用者(人)							障害者 利用率 (%)	利用率(%)		稼働率(%)		利用料収入額(円)			利用者数合計(人)		
		宿泊			休憩			宿泊部門 合計		宿泊	休憩	宿泊	休憩	合計	研修部門 合計	宿泊部門 研修部門 合計	累計		
		障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者	一般	小計												
59	114	1,805	1,146	2,951	953	787	1,740	4,691	58.8%	51.8	30.3	67.3	11.1	5,670,700	901,400	6,572,100	10,732	15,423	15,423
60	295	5,308	4,315	9,623	1,481	2,693	4,174	13,797	49.2%	65.2	28.3	77.7	12.3	18,435,600	2,256,900	20,692,500	31,441	45,238	60,661
61	297	6,090	4,287	10,377	1,882	3,006	4,888	15,265	52.2%	69.9	32.9	77.7	17.9	19,846,200	2,627,900	22,474,100	32,008	47,273	107,934
62	273	6,200	3,852	10,052	2,071	2,840	4,911	14,963	55.3%	73.6	36.0	80.1	19.5	19,053,800	2,596,400	21,650,200	30,278	45,241	153,175
63	298	6,981	3,452	10,433	2,529	2,259	4,788	15,221	62.5%	70.0	32.1	79.6	22.1	22,235,800	2,870,800	25,106,600	35,193	50,414	203,589
1	295	7,509	3,376	10,885	2,637	2,390	5,027	15,912	63.8%	73.8	34.1	84.0	21.5	23,832,300	3,088,300	26,920,600	32,084	47,996	251,585
2	297	7,325	3,823	11,148	2,652	2,070	4,722	15,870	62.9%	75.1	31.8	84.1	18.6	24,576,800	2,885,000	27,461,800	32,244	48,114	299,699
3	294	7,457	3,703	11,160	2,770	1,936	4,706	15,866	64.5%	75.9	32.0	85.4	18.8	24,302,500	2,835,300	27,137,800	38,420	54,286	353,985
4	293	7,974	3,371	11,345	2,717	1,836	4,553	15,898	67.2%	77.4	31.1	86.3	22.0	24,800,900	2,780,200	27,581,100	32,380	48,278	402,263
5	293	8,106	3,005	11,111	2,075	1,337	3,412	14,523	70.1%	75.8	23.3	83.1	15.3	24,325,200	2,102,300	26,427,500	28,066	42,589	444,852
6	294	7,860	2,292	10,152	1,745	1,195	2,940	13,092	73.4%	69.1	20.0	77.4	14.3	22,225,500	1,797,500	24,023,000	28,858	41,950	486,802
7	295	7,488	2,491	9,979	1,976	1,487	3,463	13,442	70.4%	67.7	23.5	76.2	12.8	23,036,900	2,169,700	25,206,600	23,291	36,733	523,535
8	273	7,319	2,280	9,599	1,818	1,477	3,295	12,894	70.9%	70.3	24.1	79.5	13.2	20,924,200	2,062,100	22,986,300	21,711	34,605	558,140
9	293	7,026	2,216	9,242	1,948	1,574	3,522	12,764	70.3%	63.1	24.1	73.3	16.8	20,036,200	2,211,400	22,247,600	23,139	35,903	594,043
10	295	7,011	2,340	9,351	1,761	1,835	3,596	12,947	67.8%	63.4	24.4	75.1	13.3	20,344,200	2,269,400	22,613,600	24,700	37,647	631,690
11	272	7,406	2,546	9,952	2,442	2,238	4,680	14,632	67.3%	66.6	31.3	79.2	16.7	21,781,700	2,990,100	24,771,800	24,199	38,831	670,521
12	291	7,810	2,343	10,153	1,812	1,534	3,346	13,499	71.3%	69.8	23.0	82.6	13.6	22,013,500	2,116,600	24,130,100	26,184	39,683	710,204
13	290	7,028	2,249	9,277	1,992	1,901	3,893	13,170	68.5%	64.0	26.8	77.3	13.6	20,202,800	2,472,500	22,675,300	26,788	39,958	750,162
14	325	6,654	2,059	8,713	1,817	1,791	3,608	12,321	68.8%	53.6	22.2	66.6	11.4	18,840,500	2,282,300	21,122,800	28,842	41,163	791,325
15	320	7,127	2,338	9,465	1,859	1,969	3,828	13,293	67.6%	59.2	23.9	77.3	13.8	20,423,500	2,402,300	22,825,800	27,871	41,164	832,489
16	334	7,024	2,785	9,809	2,077	1,935	4,012	13,821	65.8%	58.7	24.0	77.3	15.5	21,320,400	2,528,000	23,848,400	32,589	46,410	878,899
17	335	6,920	2,727	9,647	2,215	1,843	4,058	13,705	66.7%	57.6	24.2	78.6	17.4	21,024,800	2,545,700	23,570,500	33,928	47,633	926,532
18	340	6,136	2,747	8,883	2,405	1,570	3,975	12,858	66.4%	52.3	23.4	73.6	15.8	19,399,000	2,454,800	21,853,800	30,913	43,771	970,303
19	344	7,248	2,016	9,264	2,259	1,098	3,357	12,621	75.3%	69.1	25.0	73.8	12.7	20,865,100	2,158,700	23,023,800	33,421	46,042	1,016,345
20	343	7,447	1,406	8,853	2,500	971	3,471	12,324	80.7%	66.2	25.9	69.4	14.7	21,701,250	2,302,900	24,004,150	36,699	49,023	1,065,368
21	341	7,473	1,168	8,641	2,443	858	3,301	11,942	83.0%	65.0	24.8	65.7	16.7	20,274,700	2,244,550	22,519,250	35,315	47,257	1,112,625
22	344	7,398	919	8,317	2,415	587	3,002	11,319	86.7%	62.0	22.4	66.5	13.1	19,341,100	1,931,950	21,273,050	32,274	43,593	1,156,218
23	336	7,923	798	8,721	2,114	589	2,703	11,424	87.9%	66.6	20.6	70.5	14.4	19,662,300	1,745,850	21,408,150	31,593	43,017	1,199,235
24	342	7,587	720	8,307	2,453	592	3,045	11,352	88.4%	62.3	22.8	68.3	15.7	18,700,800	1,947,150	20,647,950	32,637	43,989	1,243,224
25	341	7,443	623	8,066	2,283	492	2,775	10,841	89.7%	60.7	20.9	65.6	14.3	17,995,700	1,755,500	19,751,200	29,723	40,564	1,283,788
26	332	7,666	625	8,291	2,299	413	2,712	11,003	90.6%	64.0	20.9	68.5	14.5	18,486,600	1,623,600	20,110,200	31,332	42,335	1,326,123
27	322	6,927	591	7,518	1,922	351	2,273	9,791	90.4%	59.9	18.1	64.9	13.6	16,613,700	1,361,850	17,975,550	23,280	33,071	1,359,194
28	331	7,126	590	7,716	1,856	329	2,185	9,901	90.7%	59.8	16.9	66.6	13.0	17,235,100	1,324,550	18,559,650	27,816	37,717	1,396,911
29	341	7,074	507	7,581	1,930	346	2,276	9,857	91.3%	57.0	17.1	63.9	13.1	16,754,300	1,348,600	18,102,900	25,303	35,160	1,432,071
30	342	7,379	517	7,896	1,797	236	2,033	9,929	92.4%	59.2	15.2	65.9	13.0	17,301,900	1,165,200	18,467,100	27,431	37,360	1,469,431
1	290	5,287	476	5,763	1,343	186	1,529	7,292	90.9%	51.0	13.5	61.0	13.3	12,872,400	865,800	13,738,200	20,217	27,509	1,496,940
2	268	1,317	127	1,444	558	36	594	2,038	92.0%	13.8	5.7	22.7	9.2	3,315,100	312,450	3,627,550	3,552	5,590	1,502,530
3	343	2,145	239	2,384	730	48	778	3,162	90.9%	17.8	5.8	26.1	8.7	5,243,100	413,250	5,656,350	9,738	12,900	1,515,430
4	343	4,673	769	5,442	924	84	1,008	6,450	86.8%	40.7	7.5	52.7	9.1	12,686,300	540,050	13,226,350	14,904	21,354	1,536,784
5	343	6,481	868	7,349	1,596	132	1,728	9,077	89.0%	54.9	12.9	70.9	13.6	16,870,900	926,300	17,797,200	18,724	27,801	1,564,585

令和３年度 横浜あゆみ荘決算書

収 入

項 目		予算額	決算額	備 考
①指定管理経費		176,354,000	193,235,549	
②利用料金収入		13,516,000	5,653,964	
項目	宿泊	-	5,240,700	宿泊料金
	休憩	-	413,250	休憩料金
	その他	-	14	電話代収入
③事業による収入		43,000	8,630	
項目	障害者向け事業・研修	30,000	5,500	企画事業参加費収入
	その他事業収入	13,000	3,130	コピー代等負担金収入等
④その他の収入		29,011,000	17,414,831	レストラン売上・売店・自販機・利息
当期末収入合計		218,924,000	216,312,974	

支 出

項 目		予算額	決算額	
①維持管理費運営経費		220,818,000	211,205,583	
項目	人件費	95,206,000	86,497,641	
	事務費	9,336,000	8,609,680	
	備品購入費	6,668,000	5,298,535	厨房機器、空調機、家具類
	消耗品費	159,000	158,586	
	広報費	10,000	587,400	パンフレット作成、周知等
	保険料	433,000	413,320	施設賠償保険等
	事務機器賃借料	177,000	139,920	デジタル複合機
	その他	1,889,000	2,011,919	
	維持管理費	105,406,000	102,436,870	
	光熱水費	8,800,000	7,466,965	
	修繕費	16,086,000	11,230,079	床改修、自動ドア、ウォシュレット等
	清掃	12,380,000	11,437,193	
	建物保守管理	2,406,000	2,088,108	空調機、自動ドア
	設備機器管理	2,735,000	1,485,661	エレベーター、予約システム、設備管理
	廃棄物処理	514,000	632,393	ルート回収、文書廃棄
	レストラン管理	48,909,000	39,665,312	レストラン業務委託費
	その他	13,576,000	28,431,159	
	公租公課費	194,000	486,497	
	その他	10,676,000	13,174,895	
②事業による経費		1,313,000	0	
項目	障害者向け事業・研修	1,313,000	0	
③拠点区分間繰入金支出		2,383,000	7,579,203	
当期末支出合計		224,514,000	218,784,786	
当期収支差額		-5,590,000	-2,471,812	
前期末資金残高		34,227,000	34,227,738	
当期末資金残高		28,637,000	31,755,926	

令和4年度 横浜あゆみ荘決算書

収 入

項 目		予算額	決算額	備 考
①指定管理経費		176,354,000	176,354,000	
②利用料金収入		13,516,000	13,174,908	
項目	宿泊	-	12,610,400	宿泊料金
	休憩	-	540,050	休憩料金
	その他	-	24,458	電話代収入
③事業による収入		43,000	18,400	
項目	障害者向け事業・研修	30,000	13,000	
	その他事業収入	13,000	5,400	コピー代等負担金収入等
④その他の収入		29,011,000	27,121,639	レストラン売上・売店・自販機・利息
当期末収入合計		218,924,000	216,668,947	

支 出

項 目		予算額	決算額	
①維持管理費運営経費		214,213,000	205,949,012	
項目	人件費	95,207,000	88,858,084	
	事務費	8,878,000	3,855,338	
	項目	備品購入費	1,629,700	厨房機器、空調機、家具類
		消耗品費	192,912	
		広報費	110,000	パンフレット作成、周知等
		保険料	356,730	施設賠償保険等
		事務機器賃借料	17,952	デジタル複合機
		その他	1,548,044	
	維持管理費		103,016,083	
	項目	光熱水費	6,337,502	
		修繕費	7,514,202	LED化、散水栓配管、非常用ボタン取換
		清掃	12,072,952	
		建物保守管理	2,124,144	空調機、自動ドア
		設備機器管理	2,130,392	エレベーター、予約システム、設備管理
		廃棄物処理	656,420	ルート回収、文書廃棄
		レストラン管理	44,842,025	レストラン業務委託費
		その他	27,338,446	
	公租公課費		107,042	
	その他		10,112,465	
②事業による経費		1,313,000	671,998	
項目	障害者向け事業・研修	1,313,000	671,998	
③拠点区分間繰入金支出		4,898,000	7,479,637	
当期末支出合計		220,424,000	214,100,647	
当期収支差額		-1,500,000	2,568,300	
前期末資金残高		31,756,000	31,755,926	
当期末資金残高		30,256,000	34,324,226	

令和5年度 横浜あゆみ荘決算書

収 入

項 目		予算額	決算額	備 考
①指定管理経費		190,389,000	190,389,000	
②利用料金収入		18,519,000	17,843,950	
項目	宿泊	-	16,870,900	宿泊料金
	休憩	-	973,050	休憩料金
	その他	-		
③事業による収入		43,000	66,210	
項目	障害者向け事業・研修	30,000	0	
	その他事業収入	13,000	66,210	コピー代等負担金収入等
④その他の収入		42,582,000	40,465,957	レストラン売上・売店・自販機・利息
当期末収入合計		251,533,000	248,765,117	

支 出

項 目		予算額	決算額	
①維持管理費運営経費		248,960,000	229,957,488	
項目	人件費	95,207,000	93,862,849	
	事務費	8,383,000	6,406,758	
	項目	備品購入費	4,036,021	厨房機器、空調機、家具類
		消耗品費	138,264	事務消耗品
		広報費	871,680	パンフレット作成、周知等
		保険料	316,910	施設賠償保険等
		事務機器賃借料	17,952	デジタル複合機
		その他	1,025,931	
	維持管理費		115,501,164	
	項目	光熱水費	6,805,572	
		修繕費	8,897,592	LED化、散水栓配管、非常用ボタン取換
		清掃	14,815,128	
		建物保守管理	2,855,948	空調機、自動ドア
		設備機器管理	2,530,110	エレベーター、予約システム、設備管理
		廃棄物処理	675,160	ルート回収、文書廃棄
		レストラン管理	51,718,020	レストラン業務委託費
		その他	27,203,634	
	公租公課費		22,000	
	その他		14,164,717	
②事業による経費		1,313,000	1,079,077	
項目	障害者向け事業・研修	1,313,000	1,079,077	
③拠点区分間繰入金支出		4,760,000	4,128,961	
当期末支出合計		255,033,000	235,165,526	
当期収支差額		-3,500,000	13,599,591	
前期末資金残高		34,324,000	34,324,226	
当期末資金残高		30,824,000	47,923,817	